

赤ちゃんを施設から家庭へ

～特別養子縁組の普及を目指して～

背景・目的

国連子どもの権利条約では、子どもは家庭環境の下で成長すべきであると定めています。しかし、日本では何らかの理由で産みの親と暮らすことのできない子どものうち、9割近くが施設で暮らしており、国際的にみても施設で長期間を過ごす子どもが多い現状にあります。

また、2009年の国連総会で採択された「子供の代替的養育に関するガイドライン」には、乳幼児、特に3歳未満の子どもの代替養育は、家庭を基盤とした環境で提供されなければならない、と書かれています。海外の多くの研究で、赤ちゃんが施設で過ごした場合、愛着障害や発育の遅れ、脳の発達へのリスクが生じることが指摘されています。しかし日本では乳児院で約3000人の赤ちゃんや幼児が暮らしており、日本財団が2013年に実施したアンケートでも、出産した親が育てられないと相談した赤ちゃんの88%が乳児院に措置されていることがわかっています。

日本財団は今までも全国の里親会の研修や、里親家庭・ファミリーホームの改修など、子どもたちが家庭で暮らす仕組みづくりに協力してきました。今年度からは、特に産みの親が育てることのできない赤ちゃんが、できるだけ早く恒久的な家庭で育つことができる社会の実現を目指して、特別養子縁組への協力に力を入れていきます。具体的には民間団体への資金協力や、養子を迎える夫婦への研修やアフターケアの提供、予期せぬ妊娠をした女性への相談窓口の開設、特別養子縁組の周知啓発や政策提言などを行います。

養子縁組を行う民間団体は、予期せぬ妊娠をした女性の相談にのり、子どもを育てたいと望む家庭へとつなぐ役割を果たしています。昨年は、一部の民間団体の寄付の問題がメディアで大きく報道されました。しかし非営利の団体でもカウンセリングや面談などを行う人件費や団体を運営するための経費は必要であり、諸外国では子どもの福祉のために政府がこの費用を負担しています。日本財団は日本でも特別養子縁組を支える仕組み作りを、民間団体と協力しつつ、必要となる法律や制度の改善を提言していきます。

事業の内容

1. 民間養子縁組団体への協力

養子縁組を実践している民間団体が、より質の高い養子縁組を実践できるようになることを目指して、資金的な協力を行います。

対象：原則として養子縁組に実績があり、第2種社会福祉事業の届け出済みで、法人格を持つ民間非営利団体

内容：活動の強化やサービスの質の向上に必要な経費（例：資機材の整備、研修、ファンドレイジングへの取り組み、予期せぬ妊娠への対応や養親候補者との面談・家庭調査等）

金額：1000万円を上限とする。

予定：2014年6月から募集開始

2. 養親向けの支援

養子縁組を希望する夫婦が養子縁組について理解を深めること、またその子どもを応援することを目的として、事前研修やアフターケアを提供します。

(1) 養親むけの事前研修

内容：子どもを迎えるための心構え、赤ちゃんのお世話方法など

対象：養子縁組を希望し、待機している夫婦

予定：2014年7月頃に第1回を開催予定

(2) 養子を迎えた家族のアフターケア

内容：電話相談やメール相談の窓口を設けます。また養子縁組家庭が集まることのできる特別養子縁組サロン（仮称）などを行います。

対象：養子を迎えた家族

予定：2014年5月から

3. 予期せぬ妊娠をした女性への相談窓口の開設

0歳児の虐待死を防ぎ、産みの親が育てることのできない赤ちゃんがより早く家庭で育つことができるように、予期せぬ妊娠をした女性の相談に応じ、必要に応じて支援につなぐことのできる窓口の開設を支援します。

対象：予期せぬ妊娠で悩む女性や家族

内容：電話相談、対面相談など

予定：2014年9月頃から

4. 周知啓発と政策提言

(1) 養子の日キャンペーン

社会全体で、子どもが家庭で育つための特別養子縁組についての理解を深めてもらうことを目的として、キャンペーンを行います。

内容：4月4日を「養子（ようし）の日」として、4月4日からの1ヶ月間を「特別養子縁組推進月間」として、関係団体と協力してキャンペーンを開催します。4月4日は養子縁組についての相談会、シンポジウムなどを開催済みです。

今後の予定：

①第1回養子の日記念 養子縁組団体フォーラム

日時：4月26日（土）13時～16時

場所：日本財団 2F会議室

主催：全国養子縁組団体協議会 共催：日本財団

対象：養子を迎えることを検討している方、養子縁組に関心がある方

内容：養子縁組団体・支援団体からのお話、団体紹介、養親子の日常写真紹介、取り組み紹介、交流会タイムなど。

(2) 養子縁組の法律・制度についての政策提言

日本の養子縁組にかかわる法律や制度の改善に向けて、政策提言や養子縁組基本法の試案の作成などを目指します。

予定：2015年3月までに政策提言を作成